



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

950	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
951	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	1
952	平成29年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	2
953	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
954	〃	(").....	3
955	〃	(").....	3
956	〃	(").....	3
957	〃	(").....	4
958	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	4
959	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	6
960	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	6
961	土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7
962	〃	(").....	9
963	〃	(").....	10

告 示

和歌山県告示第950号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年8月14日まで縦覧に供する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成29年7月11日

2 名称

特定非営利活動法人SPICE GIRL

3 代表者の氏名

谷口弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市鮎川597-6

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民や野球を愛する人たちに対して、野球を通じた各種事業を行うことで、野球の振興、地域の活性化及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第951号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年8月10日まで縦覧に供する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年7月10日

2 名称

特定非営利活動法人絆

3 代表者の氏名

倉谷修治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市稲成町80番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、未来を担ってたつ子供たちや障害を抱えたものが安心して生活することの出来る社会を目指し、また、世界遺産登録された熊野の自然を守るための環境保全への取組に積極的に参画し、これらの目的を達成できるよう補助に関する事業を行い、地域や弱者に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第952号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成29年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成29年11月2日（木）午前10時20分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実技試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成29年10月2日（月）から同月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成29年10月10日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。以下同じ。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所において配布する。
また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）
又は各保健所に行くこと。

和歌山県告示第953号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
オレンジ薬局加太店	和歌山市加太1086-62	小倉桂子	平成 29. 7. 1

和歌山県告示第954号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ごんべえドリ薬局紀見店	橋本市紀見字椿原591-1	坂谷徳世	平成 29. 7. 1

和歌山県告示第955号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
こまつばら通薬局	和歌山市小松原通5-15 イケジリテナ ントビル1F	小池光巳	平成 29. 8. 1

和歌山県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
十一番丁てらしたクリニック	和歌山市十一番丁18	寺下俊雄	平成 29. 8. 1

和歌山県告示第957号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
中谷医科歯科クリニック	和歌山市屋形町一丁目26	中谷宗幹	平成 29. 8. 1

和歌山県告示第958号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「Euro Passion」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「213」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Hawkeye」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「A. R. K」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「Smile Bomb」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「Solid」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「Tasty」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「Organic Sex」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Crazy Sun」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Hi-Point Ver. 11」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「ninja」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「Sophie」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「Happy Hawaiian」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「Rasta Thunder」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「Royal」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Hot Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「Delta Zone」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「come」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「HYPNOTIZE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (20) 次の写真に示すとおり、「peace」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「LOHAS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「夜姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真を付して、「十字架」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「悪魔」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「濡声けつまん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「敏感トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真を付して、「oblivion」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「RAVEN HAZARD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「RAVEN CLAW RIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「ANUS COUNTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「ANUS DOLPHIN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「ANUS DEMPSEY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「K2 BLOSSOM 20ML AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「PIERROT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「CARNIVAL AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue8」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (37) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue9」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue10」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue11」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (40) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue12」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (41) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue14」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (42) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue15」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (43) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue16」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (44) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue17」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (45) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue18」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (46) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue19」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (47) 次の写真を付して、「BZ-PHEN analogue20」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (48) 次の写真を付して、「BZ-PHEN Keta analogue」の名称で販売される製品であって、その内容物が

粉末のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成29年7月25日

和歌山県告示第959号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第232号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年7月25日から同年8月25日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第960号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。))

和歌山県告示第961号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

太間川右支溪(7-406-1-006)、朝来谷川右支溪(7-406-1-011)、広瀬谷(7-406-1-016)、入谷(7-406-2-004)、太間川右支溪(7-406-2-005)、周参見川右支溪(7-406-2-016)、周参見川右支溪(7-406-2-017)、市原谷(7-406-2-018)、周参見川左支溪(7-406-2-029)、上ミ山谷川(7-406-3-002-1)、上ミ山谷川左支溪(7-406-3-002-2)、周参見川右支溪(7-406-4-001)、釜ヶ谷(7-406-4-002)、江住川右支溪(7-406-1-040)、右支溪(7-406-1-042)、江住川左支溪(7-406-1-043)、小河谷(7-406-1-044)、本川(7-406-1-045)、江住川右支溪(7-406-2-059-1)、江住川右支溪(7-406-2-059-2)、江住川左支溪(7-406-2-060)、伝六谷(7-406-1-007)、宇戸谷(7-406-1-008)、滝谷(7-406-2-009)、太間川右支溪(7-406-2-006)、太間川右支溪(7-406-2-007-1)、太間川右支溪(7-406-2-007-2)、逸崎谷(7-406-2-010)、藤原谷(7-406-1-021-1)、藤原谷(7-406-1-021-2)、藤原谷(7-406-1-021-3)、藤原谷(7-406-1-021-4)、津々馬谷(7-406-1-022)、周参見川左支溪(7-406-1-025)、太間川左支溪(7-406-2-013)、大来帰谷(7-406-2-038)、周参見川左支溪(7-406-2-039)、周参見川左支溪(7-406-2-040)、鯨谷川(7-406-3-004-1)、鯨谷川(7-406-3-004-2)、鯨谷川(7-406-3-004-3)、大串谷川(7-406-3-005-1)、大串谷川(7-406-3-005-2)、大串谷川(7-406-3-005-3)、大串谷川(7-406-3-005-4)、太間川左支溪(7-406-1-009)、太間川左支溪(7-406-1-010)、沼田谷川右支溪(7-406-1-013)、周参見川左支溪(7-406-1-015)、太間川左支溪(7-406-2-012)、蛇原谷(7-406-2-014)、周参見川左支溪(7-406-2-030)、周参見川左支溪(7-406-2-031)、周参見川左支溪(7-406-2-032)、周参見川左支溪(7-406-2-033)、周参見川左支溪(7-406-2-034)、周参見川左支溪(7-406-2-035)、周参見川左支溪(7-406-2-036)、周参見川左支溪(7-406-2-037)、見老津1(7-406-1-029-1)、見老津2(7-406-1-029-2)、見老津4(7-406-1-034)、長柄谷(7-406-2-054)、見老津5(7-406-2-055)、天保谷(7-406-1-035)、江須之川左支溪(7-406-1-036)、西津浦川右支溪(7-406-1-037)、江須之川小右支(7-406-2-056)、江須之川左支溪(7-406-2-058)、西津浦川左支溪(7-406-2-901)、坂本谷(7-406-1-060-1)、坂本谷(7-406-1-060-2)、法師谷(7-406-2-094)、古川谷小支(7-406-2-095)、城川右支溪(7-406-2-096)、寺谷(7-406-1-018)、大嶋谷(7-406-2-019)、大嶋谷左支溪(7-406-2-020)、出谷左支溪(7-406-2-021)、出谷左支溪(7-406-2-022)、出谷左支溪(7-406-2-023)、出谷左支溪(7-406-2-024)、住木谷小右支(7-406-2-025)、出谷左支溪(7-406-2-026)、宮谷(7-406-2-027)、小河内川左支溪(7-406-2-028)、周参見(11)(I-4506)、周参見(201)(II-7064)、周参見(202)(II-7065)、周参見(203)(II-7066)、周参見(204)(II-7067)、周参見(212)(II-7090)、周参見(213)(II-7091)、周参見(214)(II-7092)、周参見(215)(II-7093)、周参見(216)(II-7094)、周参見(231)(II-7183)、周参見(236)(II-7198)、太間川(312)(III-4034)、太間川(313)(III-4035)、太間川(314)(III-4036)、周参見(302)(III-4041)、周参見(303)(III-4042)、周参見(318)(III-4058)、周参見(319)(III-4059)、周参見(320)(III-4060)、周参見(321)(III-4061)、周参見(322)(III-4062)、周参見(323)(III-4063)、周参見(324)(III-4064)、周参見(325)(III-4065)、周参見(326)(III-4066)、周参見(417)(IV-7017)、周参見(418)(IV-7018)、周参見(419)(IV-7019)、周参見(420)(IV-7020)、周参見(421)(IV

-7021)、周参見(422)(IV-7022)、周参見(423)(IV-7023)、周参見(424)(IV-7024)、周参見(438)(IV-7038)、周参見(439)(IV-7039)、周参見(440)(IV-7040)、周参見(441)(IV-7041)、江住尾花ウイ(I-1690)、江住(I-1693)、江住・浜地(I-1694)、江住寺前(I-1695)、寺前(I-1696)、浜地(I-2335)、江住(5)(I-4516)、江住(202)(II-7156)、江住(203)(II-7157)、江住(204)(II-7158)、江住(209)(II-7167)、江住(210)(II-7168)、江住(211)(II-7169)、江住(15)(II-7170)、江住(215)(II-7190)、江住(425)(IV-7025)、江住(426)(IV-7026)、江住(427)(IV-7027)、江住(428)(IV-7028)、江住(429)(IV-7029)、江住(430)(IV-7030)、江住(431)(IV-7031)、江住(432)(IV-7032)、太間川(2)(I-4510)、太間川(201)(II-7002)、太間川(202)(II-7003)、太間川(203)(II-7004)、太間川(204)(II-7005)、太間川(205)(II-7006)、太間川(220)(II-7007)、太間川(219)(II-7192)、太間川(301)(III-4001)、太間川(302)(III-4002)、太間川(303)(III-4003)、太間川(304)(III-4004)、太間川(306)(III-4006)、太間川(307)(III-4007)、太間川(433)(IV-7033)、太間川(434)(IV-7034)、太間川(435)(IV-7035)、太間川(317)(III-4039)、周参見(313)(III-4053)、周参見(314)(III-4054)、周参見(315)(III-4055)、防己(308)(III-4083)、周参見(327)(III-4118)、周参見(328)(III-4119)、周参見(329)(III-4120)、周参見(330)(III-4121)、周参見(223)(IV-7006)、周参見(407)(IV-7007)、周参見(408)(IV-7008)、周参見(409)(IV-7009)、周参見(410)(IV-7010)、小泊(1)(I-1649)、周参見(2)・小泊(1)(I-1650)、小泊(2)(I-1651)、小泊(3)(I-1652)、周参見(3)・平松(I-1653)、石橋(I-1655)、太間地(I-1656)、周参見(4)・太間地(I-1657)、上堀切(I-1658)、堀切(I-1659)、周参見(5)(I-1660)、山崎・山崎(I-1661)、下地(I-1662)、周参見(6)(I-1663)、堀地・周参見・周参見(I-1664)、周参見(I-1666)、防地(I-1667)、周参見(8)(I-1668)、大来帰谷(I-1691)、周参見(12)(I-4507)、周参見(13)(I-4508)、太間川(316)(III-4038)、周参見(301)(III-4040)、周参見(304)(III-4043)、周参見(305)(III-4044)、周参見(306)(III-4046)、周参見(307)(III-4047)、周参見(411)(IV-7011)、周参見(412)(IV-7012)、周参見(413)(IV-7013)、周参見(414)(IV-7014)、周参見(415)(IV-7015)、周参見(416)(IV-7016)、周参見(207)(II-7085)、周参見(208)(II-7086)、周参見(209)(II-7087)、周参見(217)(II-7101)、周参見(219)(II-7103)、周参見(220)(II-7104)、周参見(221)(II-7106)、周参見(222)(II-7107)、周参見(223)(II-7108)、周参見(224)(II-7109)、太間川(206)(II-7025)、太間川(207)(II-7026)、太間川(208)(II-7027)、太間川(209)(II-7028)、太間川(210)(II-7029)、太間川(211)(II-7030)、太間川(212)(II-7031)、太間川(213)(II-7032)、太間川(214)(II-7033)、太間川(215)(II-7034)、太間川(216)(II-7035)、太間川(217)(II-7036)、太間川(218)(II-7037)、太間川(308)(III-4010)、太間川(309)(III-4011)、太間川(310)(III-4012)、太間川(311)(III-4033)、太間川(436)(IV-7036)、太間川(437)(IV-7037)、大関地(I-1669)、周参見(9)(I-1670)、周参見(10)(I-1671)、立野西・立野西(I-1673)、立野東・立野東(I-1674)、大島南(1)・周参見(14)(I-2337)、原(I-4519)、周参見(15)(I-4520)、周参見(205)(II-7068)、周参見(206)(II-7069)、周参見(210)(II-7088)、周参見(211)(II-7089)、周参見(225)(II-7177)、周参見(226)(II-7178)、周参見(227)(II-7179)、周参見(228)(II-7180)、周参見(229)(II-7181)、周参見(230)(II-7182)、周参見(232)(II-7184)、周参見(233)(II-7185)、周参見(234)(II-7187)、周参見(235)(II-7197)、太間川(315)(III-4037)、周参見(309)(III-4049)、周参見(310)(III-4050)、周参見(311)(III-4051)、周参見(401)(IV-7001)、周参見(402)(IV-7002)、周参見(403)(IV-7003)、周参見(404)(IV-7004)、周参見(405)(IV-7005)、大島谷(I-1680)、見老津(1)(I-1681)、大亀谷(I-1682)、大亀谷・大亀谷(I-1683)、田之谷(I-1684)、見老津(2)(I-1685)、見老津(3)・大島谷(I-4502)、見老津(4)・見老津(5)(I-4512)、

見老津(6)(I-4514)、見老津(201)(II-7153)、見老津(202)・大亀谷(II-7159)、見老津(203)(II-7160)、見老津(204)(II-7161)、見老津(205)(II-7162)、見老津(206)・大島谷(II-7189)、見老津(207)(II-7195)、見老津(303)(III-4147)、見老津(304)(III-4148)、見老津(305)(III-4149)、見老津(306)(III-4150)、見老津(307)(III-4151)、見老津(308)(III-4152)、見老津(309)(III-4153)、見老津(310)(III-4154)、見老津(311)(III-4155)、見老津(312)(III-4156)、見老津(321)(III-70040)、見老津(208)(II-70041)、見老津(209)(II-70042)、見老津(210)(II-70043)、見老津(211)(II-70044)、見老津(7)(I-70045)、見老津(8)(I-70046)、見老津(212)(II-70047)、見老津(213)(II-70048)、見老津(214)(II-70049)、見老津(215)(II-70050)、江須ノ川(2)(I-1687)、江住(201)(II-7155)、江住(205)(II-7163)、江住(206)(II-7164)、江住(207)(II-7165)、江住(208)(II-7166)、江住(214)(II-7186)、江住(301)(III-4159)、江住(303)(III-4161)、江住(304)(III-4162)、江住(305)(III-4163)、江住(216)(II-70061)、大附(201)(II-7008)、大附(202)(II-7038)、大附(203)(II-7191)、大附(301)(III-4013)、大附(302)(III-4014)、大附(303)(III-4015)、大附(304)(III-4016)、大附(305)(III-4017)、大附(307)(III-4019)、大附(204)(II-70051)、大附(205)(II-70052)、大附(206)(II-70053)、大附(207)(II-70054)、大附(208)(II-70055)、大附(209)(II-70056)、大附(210)(II-70057)、小河内(201)(II-7070)、小河内(202)(II-7071)、小河内(203)(II-7072)、小河内(204)(II-7073)、小河内(205)(II-7095)、小河内(206)(II-7096)、小河内(207)(II-7097)、小河内(208)(II-7098)、小河内(209)(II-7099)、小河内(210)(II-7110)、小河内(211)(II-7111)、小河内(212)(II-7112)、小河内(213)(II-7199)、小河内(301)(III-4067)、小河内(303)(III-4069)、小河内(304)(III-4070)、小河内(305)(III-4071)、小河内(307)(III-4073)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第962号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

大島-001(7-407-1-054)、イワ谷川(7-407-1-055)、田代川(7-407-1-056-1)、大島北地(I-1757)、大島南(I-1758)、大島南(1)(I-2340)、大島(2)(I-4554)、大島(3)(I-4555)、大島(201)(II-7279)、大島(101)(II-70010)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第963号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

狭間ノ谷(7-407-1-051)、道免谷(7-407-1-052)、滝の谷(7-407-1-053)、鬮野川-001(7-407-2-040)、鬮野川左支溪(7-407-2-041)、鬮野川-002(7-407-3-004)、串本(3)(I-4553)、串本(303)(III-4221)、串本(306)(III-4224)、鬮野川102(II-70022)、鬮野川103(II-70023)、鬮野川104(II-70024)、鬮野川105(II-70025)、鬮野川106(II-70026)、橋杭(I-1749)、鬮野川(1)(I-4531)、鬮野川(2)(I-4536)、鬮野川(201)(II-7260)、鬮野川(202)(II-7261)、鬮野川(203)(II-7262)、鬮野川(204)(II-7263)、鬮野川(205)(II-7274)、鬮野川(206)(II-7304)、鬮野川(107)(II-70027)、鬮野川(108)(II-70028)、鬮野川(109)(II-70029)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)